

熊本県介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金に係るQ&A
※質問及び回答については、適宜更新していくため変更等の可能性があります。

令和8年2月2日時点 熊本県高齢者支援課

No.	質問	回答
1	定員の変更（増加、減少）を行ったため、令和7年4月1日と申請日で定員が異なる場合、どのように算出するか。	令和7年4月1日時点の定員をもとに算出する。
2	食材料費は、利用者負担が原則と考えるが、事業者が負担する額を対象経費とするという考え方で良いか。	事業者が負担する額を対象経費とするという考え方で差し支えない。
3	本補助金の募集開始以降に購入した食料品も対象になるか。	内示日（令和7年12月19日）から交付申請期限日（令和8年3月6日）までに購入（納品済みのものに限る）していれば対象となる。
4	食事提供に係る職員の賃金も対象経費に含めてよいか。	施設職員の賃金に充てることはできない。 基本的には食材料費を補助対象経費としており、食事の準備を委託している施設についてはその経費を対象として差し支えない。
5	令和8年3月6日までに請求書も提出するのか。	令和8年3月6日までに提出が必要な書類は、【様式1】申請書兼実績報告書である。 県の交付決定後に【様式4】請求書を提出いただくこととなる。
6	特定施設入居者生活介護は対象ではないのか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム及び軽費老人ホームは対象である。